

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第154期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 中川 智
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 中川 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル23階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第153期 第1四半期累計期間	第154期 第1四半期累計期間	第153期
会計期間	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成30年4月1日 至平成30年6月30日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高 (百万円)	3,009	3,094	13,640
経常利益 (百万円)	366	138	804
四半期(当期)純利益 (百万円)	248	96	546
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	803	803	803
発行済株式総数 (千株)	16,043	3,208	3,208
純資産額 (百万円)	11,826	12,071	12,141
総資産額 (百万円)	20,027	19,796	20,112
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	77.54	30.04	170.82
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	76.89	29.75	169.27
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	58.9	60.8	60.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 第153期の1株当たり配当額には、創立100周年記念配当15円が含まれております。
5. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産活動の回復が踊り場を迎えておりましたが、設備投資や個人消費などの民需が持ち直しはじめております。

世界経済は底堅く推移しており、緩やかな回復が見込まれるものの、米中の貿易摩擦懸念などにより不透明感が増せば企業の投資姿勢が慎重化しその回復に水を差す可能性があります。

当社の関わる海運・造船業界はケミカル・ドライバルク市況における一時期の底を脱し、総体的に回復基調にあります。特に、内航船業界におきましては、オリンピック向け建設需要等に下支えされた鉄鋼関連の荷動きに対応するように2020年までの受注に加え2021年度以降の工程を埋める動きを見せています。当社が主力とする499G/T型貨物船に関しては、オリンピック需要が終わるとみられる2020年度以降の新造船建造には慎重な構えではありますが、リプレース船については建造意欲が現れています。一方、タンカー業界においても石油需要の減少に伴う石油元売り統合等と共に、輸送量の減少が予想されておりますが、貨物船と同じくリプレース適齢期の小型ケミカル船や、特に、LPG船の代替建造が見込まれています。また、海外案件においては、新船建造の動きは不透明ではありますが、東南アジア地区を中心にケミカルタンカーや漁船の代替建造案件が増えています。

このような企業環境のもと、当第1四半期累計期間の業績につきましては、受注高は、主機関・部分品とも減少し、前年同期比7.4%減の3,181百万円となりました。売上高は、部分品が減少したものの主機関が増加し、同2.9%増の3,094百万円となりました。受注残高は、主機関の販売を促進したため同26.3%減の4,591百万円となりました。

損益面につきましては、低価格水準の主機関および低利益率の部分品の販売が一時的に集中したことにより、営業利益は134百万円（前年同期比61.9%減）、経常利益は138百万円（同62.3%減）となり、四半期純利益は96百万円（同61.3%減）となりました。なお、これらの状況は業績予想に対しほぼ織り込み済みであります。

事業区分別では、主機関の売上高は、国内・輸出とも微増し1,757百万円（前年同期比10.5%増）となりました。部分品・修理工事は輸出が減少し1,337百万円（同5.7%減）となりました。

財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産は10,562百万円となり、前事業年度末に比べ235百万円減少いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が389百万円増加したものの、現金及び預金が301百万円、製品が350百万円減少したことによるものであります。固定資産は9,233百万円となり、前事業年度末に比べ80百万円減少いたしました。これは主に有形固定資産が72百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、19,796百万円となり、前事業年度末に比べ315百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における流動負債は4,924百万円となり、前事業年度末に比べ244百万円減少いたしました。これは主に前受金が333百万円、その他に含まれる未払金が84百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が456百万円、未払法人税等が209百万円減少したことによるものであります。固定負債は2,800百万円で、前事業年度末に比べほぼ横ばいでした。これは退職給付引当金が25百万円減少したものの、その他に含まれる長期預り保証金が29百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は、7,724百万円となり、前事業年度末に比べ245百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における純資産合計は12,071百万円となり、前事業年度末に比べ70百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金が63百万円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は60.8%（前事業年度末は60.2%）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、26百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,208,600	3,221,600	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	3,208,600	3,221,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	-	3,208,600	-	803,141	-	44,967

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,190,600	31,906	-
単元未満株式	普通株式 8,400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,208,600	-	-
総株主の議決権	-	31,906	-

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	9,600	-	9,600	0.30
計	-	9,600	-	9,600	0.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,793,326	4,491,979
受取手形及び売掛金	1 3,422,479	1 3,811,860
製品	747,482	397,046
仕掛品	905,318	932,574
原材料及び貯蔵品	844,710	866,060
その他	84,345	63,142
流動資産合計	10,797,664	10,562,663
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,190,662	1,175,131
構築物(純額)	174,018	169,329
機械及び装置(純額)	394,229	364,944
車両運搬具(純額)	15,973	13,967
工具、器具及び備品(純額)	190,466	162,125
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	3,221	10,295
有形固定資産合計	7,786,443	7,713,665
無形固定資産	24,729	22,591
投資その他の資産		
投資有価証券	945,145	936,208
その他	588,918	591,940
貸倒引当金	30,800	30,800
投資その他の資産合計	1,503,264	1,497,349
固定資産合計	9,314,437	9,233,606
資産合計	20,112,102	19,796,270
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 3,029,878	1 2,573,292
未払法人税等	262,394	53,332
前受金	782,349	1,115,522
賞与引当金	208,000	109,800
製品保証引当金	14,300	18,100
受注損失引当金	98,600	110,200
その他	773,585	943,915
流動負債合計	5,169,108	4,924,163

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,473,294	1,473,294
退職給付引当金	1,105,043	1,079,183
その他	222,905	248,307
固定負債合計	2,801,243	2,800,785
負債合計	7,970,352	7,724,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	803,141	803,141
資本剰余金	44,967	44,967
利益剰余金	7,594,289	7,530,440
自己株式	12,465	12,465
株主資本合計	8,429,933	8,366,084
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	338,931	332,352
土地再評価差額金	3,344,541	3,344,541
評価・換算差額等合計	3,683,473	3,676,894
新株予約権	28,343	28,343
純資産合計	12,141,749	12,071,321
負債純資産合計	20,112,102	19,796,270

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,009,142	3,094,952
売上原価	2,057,600	2,322,975
売上総利益	951,542	771,977
販売費及び一般管理費	597,575	637,011
営業利益	353,966	134,966
営業外収益		
受取利息	314	308
受取配当金	2,543	2,801
為替差益	6,739	-
その他	3,615	2,838
営業外収益合計	13,212	5,948
営業外費用		
為替差損	-	1,539
賃貸費用	170	718
その他	541	555
営業外費用合計	712	2,814
経常利益	366,467	138,100
特別損失		
固定資産処分損	2,400	-
特別損失合計	2,400	-
税引前四半期純利益	364,066	138,100
法人税等	116,000	42,000
四半期純利益	248,066	96,100

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	211,080千円	251,402千円
支払手形	163,064	122,286

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	136,299千円	99,700千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	111,971	7.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日	利益剰余金

(注)平成29年5月12日開催の取締役会決議による1株当たり配当額については、基準日が平成29年3月31日であるため、平成29年10月1日付の株式併合は加味しておりません。

当第1四半期累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	159,950	50.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	77円54銭	30円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	248,066	96,100
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	248,066	96,100
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,199	3,199
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	76円89銭	29円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	26	30
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社取締役執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成30年8月6日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の総数 11個

(2) 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役7名 11個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。

当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使期間 平成30年9月21日～平成60年9月20日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2【その他】

平成30年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....159,950千円

(ロ) 1株当たりの金額.....50円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成30年6月11日

(注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2. 1株当たりの金額には、創立100周年記念配当15円が含まれております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月8日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 幸彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第154期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。